

保護者各位

聴覚支援学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について

仲秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じての教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和3年9月21日付けの県教育委員会通知により、いわき市においては、「まん延防止等重点措置」を継続されますが、福島市及び郡山市については令和3年9月23日（木）をもって同措置を解除し、同月24日（金）から感染拡大のための基本対策がとられることとなりました。「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応を県北地区及び県南地区（郡山市、須賀川市、鏡石町及び三春町のみ）については、令和3年9月24日（金）から“レベル2”へ移行するとともに、同年10月3日（日）までは移行期間とし、その上で10月4日（月）からは、“レベル1”へ移行することとなりました。

これを受け、本校では下記のとおり、これまで停止していた教育活動の一部を再開するとともに、可能な限り感染症対策を講じたうえで教育活動を推進してまいります。

つきましては、これまで同様、家庭でも感染症対策を徹底していただきますようお願いします。

記

1 令和3年9月24日（金）から同年10月3日（日）までの対応について

- (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、可能な限り感染症対策を行ったうえで、徐々に実施します。
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止します。
- (3) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行ったうえで、感染リスクの低い活動から徐々に実施します。
- (4) 移行期間中は、児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合の学校にご連絡ください。
- (5) 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより、都道府県をまたぐ不要不急の往来は控えるようお願いします。

2 令和3年10月4日（月）以降の対応について

- (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、可能な限り感染症対策を行ったうえで実施します。
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行ったうえで実施します。※感染拡大地域への往来は実施しません。
- (3) 幼児児童生徒及び同居する家族等に発熱等の風邪の症状がある場合には、学校に連絡いただくとともに、自宅で休養するようお願いします。